
午後 2時00分開会

○議会事務局長（逸見和行） 開会に先立ちまして、ご報告申し上げます。現在、正副議長がともに不在でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、青木博文議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、青木議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（青木博文） ただいまご紹介をいただきました青木博文でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

太田寛代表副広域連合長が本日の会議を欠席されておりますので、ご承知願います。

安曇野市議会の松枝 功議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご承知願います。

これより令和7年松本広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

現在までの出席議員は23名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（青木博文） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、臨時議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（青木博文） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（青木博文） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（青木博文） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会議長に阿部功祐議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました阿部功祐議員を松本広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（青木博文） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました阿部功祐議員が議長に当選されました。

議長に当選されました阿部功祐議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました阿部功祐議員から挨拶があります。

阿部功祐議員。

○議長（阿部功祐） 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま松本広域連合議会第17代議長にご推挙をいただきまして、誠に身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。全力でこの職責を全うする所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、松本広域連合は発足から27年目を迎えましたが、関係市村を取り巻く状況は依然と

して厳しい状況の下にあるものと認識をしているところでございます。少子高齢化、人口減少への対応など、社会課題の解決が求められており、圏域住民のニーズも多様化、高度化をしている状況にございます。

そのため、これまで以上に地域の連携が重要であり、より専門的で効果的な事業の実施が求められているところでございます。関係8市村で生活する住民の皆様の付託に応えるため、二元代表制の一翼を担う議会としての役割を確実に果たしてまいりたいと思っております。

議員の皆様方、臥雲広域連合長をはじめとする理事者の皆様方、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（青木博文） これをもって、私の職務は終わりました。

皆様のご協力をいただきまして、無事職務を終了することができました。ありがとうございました。議長と交代いたします。ありがとうございました。

（臨時議長退席、議長、議長席に着く）

○議長（阿部功祐） ただいまより議長としての職務を遂行いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、ご報告申し上げます。

松本市議会、塩尻市議会、生坂村議会及び朝日村議会での選挙において、新たに16名の議員が松本広域連合議会議員となりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本臨時会には、広域連合長より議案が1件提出をされております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

日程第3 副議長の選挙

○議長（阿部功祐） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法に

よりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会副議長に赤羽誠治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました赤羽誠治議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました赤羽誠治議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました赤羽誠治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました赤羽誠治議員から挨拶があります。

赤羽議員。

○副議長（赤羽誠治） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま松本広域連合議会第19代副議長にご推挙いただきまして誠に光榮に存じますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

関係8市村の住民の皆様の多様なニーズに、適切かつスピード感を持って応えるべく、松本広域連合議会の機能を十分発揮できるよう、阿部議長を補佐し、議会運営に努力してまいる所存でございます。

議員の皆様方、そして臥雲連合長をはじめとする理事者の皆様方のさらなるご指導、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第４ 議席の指定

○議長（阿部功祐） 日程第４、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第４条第１項の規定により、議長において現在ご着席の席を指定いたします。なお、本日欠席をされている松枝 功議員の議席は13番を指定いたします。

日程第５ 会議録署名議員の指名

○議長（阿部功祐） 日程第５、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において、１番、藤澤幸恵議員、２番、猪狩久美子議員、４番、鎌田欣子議員を指名いたします。

日程第６ 会期の決定

○議長（阿部功祐） 日程第６、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

日程第７ 常任委員の選任

○議長（阿部功祐） 日程第７、常任委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の常任委員名簿に記載のとおり指名をいたします。

日程第8 議会運営委員の選任

○議長（阿部功祐） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の議会運営委員名簿に記載のとおり指名いたします。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定されておりますので、ご報告申し上げます。

委員長に川久保文良議員、副委員長に青木博文議員。

以上のとおりであります。

日程第9 議案第1号

○議長（阿部功祐） 日程第9、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

臥雲広域連合長。

○広域連合長（臥雲義尚） 本日、令和7年松本広域連合議会第1回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方にご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、正副議長のご就任に当たりまして、一言お祝いを申し上げたいと存じます。

ただいま全会一致でご推選を受けられ、松本広域連合議会第17代議長として阿部功祐議員が、そして、第19代副議長として赤羽誠治議員がそれぞれ選出されたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。

阿部功祐議員におかれましては、松本市議会で副議長や議会運営委員会委員長などの要職を歴任され、この5月には松本市議会第52代議長にご就任となり、その卓越した政治手腕は高く評価されているところであります。

赤羽誠治副議長におかれましては、塩尻市議会で副議長や福祉教育委員長などを歴任され、

5月に塩尻市議会第25代議長にご就任となり、高い見識と指導力に大きな期待が寄せられているところであります。

議長、副議長におかれましては、これまで培われたご経験を基に、松本広域連合議会の運営をはじめ、松本地域の発展のために一層のご活躍をご期待申し上げます。

また、2市2村の議会において松本広域連合議会議員の選挙などが行われ、16名の皆様にご就任されました。新たな議会体制の下、松本地域のさらなる発展のためにお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

なお、2月定例会以降、山形村村長選挙が行われ、百瀬繁寿村長が当選されました。松本広域連合を代表しまして、心からお祝いを申し上げます。

また、生坂村の藤澤泰彦村長が東筑摩郡村長会長に再任され、引き続き、広域連合の代表副広域連合長に就かれておりますので、併せてご報告申し上げます。

それでは、令和7年度初の議会となりますので、議案の提案説明に先立ちまして、当広域連合を取り巻く状況などについて若干申し上げます。

気象庁は9月にかけて全国的に高温が続く見通しで、猛暑は長期戦としまして、熱中症のリスクが一段と高まることを懸念し、注意を呼びかけています。昨年度の熱中症による全国の救急搬送人員は9万7,000人を超え、平成20年の統計開始以降過去最多を記録し、松本地域におきましても、熱中症による搬送人員は200人に上り、過去3番目に多い水準となりました。

さらに、こうした地球温暖化の影響と見られる大規模な山林火災が今年2月末以降、岩手県大船渡市、愛媛県今治市など、全国各地で相次いで発生し、春先特有の乾燥した空気と強風が重なったことで、消火活動は困難を極めて、延焼拡大の大きな要因となりました。

松本地域では、安曇野市明科をはじめ各地で発生した山林火災が地元消防団による迅速、かつ的確な協力に加え、防災ヘリによる空からの支援など、関係機関が緊密に連携し、被害を最小限にとどめることができました。

山林火災の多くは人為的な要因によるもので、強風の日には屋外で火の取扱いを制限するなど、適切な対策を講ずることで未然に防ぐことが可能です。今後も、SNSの活用や車両による小まめな巡回広報などを通じて火災予防の徹底に努めてまいります。

次に、自然災害について申し上げます。

4月18日には、県北部を震源としたマグニチュード5.1の地震があり、筑北村で震度5弱が観測されるなど、糸魚川静岡構造線断層帯に起因する地震の発生も懸念され、引き続き警

戒が必要となっています。加えて、この時期は水害や土砂災害をもたらす局地的なゲリラ豪雨が頻発する傾向にあり、こうした災害に迅速、かつ的確に対応できるよう、消防組織体制の強化や資機材の整備を計画的に進めてまいります。

松本広域消防局では、今年度、自動心マッサージ器の導入や消防本部庁舎の第2期工事として、旧通信指令室の改修工事、豊科消防署の長寿命化を目的とした大規模改修工事を実施し、これに併せて女性消防吏員の活躍推進に向けた環境整備も一層の充実を図ってまいります。

続きまして、広域観光について申し上げます。

日本政府観光局は、近年の旺盛なインバウンド需要の特徴として、体験重視、少人数旅行、地方志向の3つを挙げ、これらを切り口に外国人旅行者の地方への誘客強化を掲げています。松本地域におきましても、この好機を生かし、広域周遊と滞在期間の延伸を目的として、インバウンド向け観光サブサイト、DISCOVER MATSUMOTO AREAを今年4月に公開しました。8か国語に対応するこのウェブサイトを活用し、旅行者の興味や滞在日数に応じたAIによる旅行者個別の周遊ルートの作成機能を備えるほか、食文化、自然といった地域固有の観光資源を多言語で紹介することで、質の高い旅行体験を提供してまいります。

最後に、介護認定審査について申し上げます。

団塊の世代が後期高齢者の年齢に達する2025年を迎え、今後、審査件数の増加が見込まれることから、その動向を注視しつつ、引き続き、効率的な審査会運営に努めてまいります。

現行の介護認定審査会システムにつきましては、自治体システム標準化法に基づき、国が示す標準仕様への準拠が求められていることから、令和9年度の介護保険制度の改正に合わせる形で、円滑な移行に向けて関係市村との連携の基に、必要な準備を着実に進めてまいります。

それでは、ただいま上程されました財産の取得1件の提出議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号の財産の取得につきましては、更新時期を迎えた消防車両で、塩尻消防署に配置する高規格救急自動車を取得するものであります。

このほか、議案以外のものとして、令和6年度繰越明許費繰越計算書を報告しております。

以上、本日提案しました議案等につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど、監査委員の人事案件を提案させていただきますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部功祐） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

日程第 10 議案に対する質疑

○議長（阿部功祐） 日程第10、議案第1号に対する議案質疑につきましては、発言通告者がありませんでしたので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、一層の慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、消防委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時26分休憩

午後 4時00分再開

○議長（阿部功祐） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（阿部功祐） 最初に、ご報告申し上げます。

常任委員会において正副委員長の互選が行われ、それぞれ決定されておりますので、ご報告申し上げます。

総務民生委員長に青柳充茂議員、同副委員長に藤澤幸恵議員、消防委員長に横内裕治議員、同副委員長に平林 明議員、以上のとおりであります。

日程第 11 委員長審査報告

○議長（阿部功祐） 日程第11、議案第1号を議題として、委員長の報告を求めます。

消防委員長、横内裕治議員。

○消防委員長（横内裕治） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案１件につきまして、慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第１号 財産の取得について（高規格救急自動車）につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、救急自動車の防振性について複数の質疑があり、ストレッチャーを載せる架台の防振対策を行っており、また、傷病者目線での運転に努めているとの答弁がありました。

以上を申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（阿部功祐） 以上をもって、委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第１号につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第２号

○議長（阿部功祐） 日程第１２、議案第２号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

臥雲広域連合長。

○広域連合長（臥雲義尚） ただいま上程されました監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出の古畑秀夫監査委員は、議会申合せにより退任となりますことから、新たに松枝功氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部功祐） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

お諮りいたします。

ただいま上程されました議案第２号につきましては、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第２号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号はこれに同意することに決しました。

日程第１３ 議第３号

○議長（阿部功祐） 日程第13、議第３号 松本広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、川久保文良議員。

○議会運営委員長（川久保文良） 議会運営委員長の川久保文良でございます。

議第３号 松本広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の提案に当たり、議会運営委員会を代表して提案理由を説明いたします。

令和６年４月１日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、全国市議会議長会が標準市議会委員会条例の全般的な見直しを行ったことを踏まえ、関係条項を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、オンライン委員会に関する規定を追加するなど、標準市議会委員会条例を基本とした関係条項の整理を行うものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部功祐） お諮りいたします。

ただいま趣旨説明がされました議第３号につきましては、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認め、採決いたします。

議第３号 松本広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、議第３号につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第１４ 閉会中の継続調査に付することについて

○議長（阿部功祐） 日程第14、閉会中の継続調査に付することについてを議題といたします。

総務民生委員長、消防委員長及び議会運営委員長から、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部功祐） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（阿部功祐） 以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和７年松本広域連合議会第１回臨時会を閉会いたします。

午後 ４時０８分閉会